

特定健康診査・特定保健指導

動 向

医療制度改革において、平成20年4月から施行された特定健康診査および特定保健指導は3年目を向かえた。特定健康診査の実施数は被保険者で109,791人。被扶養者で4,443人であった。また、契約体系でみると個別契約が109,001人。集合契約が5,233人であり、総人数は114,234人であった。メタボリックシンドロームの判定結果でみると基準該当が16,001人(14.0%)、予備軍該当が13,752人(12.0%)、非該当が84,414人(73.9%)であった。特定保健指導については動機付け支援が326人、積極的支援が407人、計733人であった。

当協会では保健指導サービスの品質管理に関する方針を以下に定め、高質なサービスの提供を目指している。1. 総合健康支援機関として真に価値あるサービスを創造していくために、保健指導の品質管理体制を確立する。2. 高質な保健指導を目指し、その品質向上に努め、顧客の健康と信頼の確保に寄与する。3. 総合健康支援機関として、高質な保健指導の普及に努め、広く社会に貢献する。

特定健康診査

対 応

平成20年度から実施されている特定健康診査は、労働安全衛生法に基づく一般健康診断とは異なるため、特に以下の点について対応を行っている。

① 受診票

約8割が労働安全衛生法に基づく一般健康診断とあわせて実施されるため、両方の健診に対応できる受診票を作成、この際、特定健診対象者のみに、定められた標準的な質問項目が出力される。

② 結果通知書

一般健康診断とあわせて実施する受診者に対し、共通の個人結果通知書を作成し、特定健診受診者には診断等の欄に、特定健診実施に当たってのインフォメーションコメントを出力、裏面には特定健康診査の説明を印刷。また、特定健康診査の結果に必須の「メタボリックシンドローム判定」を出力し、要望に応じて「特定保健指導階層化レベル」の出力も可能である。

実施3年度目までの結果

総実施件数は約11万4千件と約3千件減少、一般健康診断との併用が多いことから、前年度に引き続き約95%が各医療保険者との個別契約であった。このうち前年同様、約8割が組合健保で、受診者のうち被保険者が約96%であった(表1~3)。メタボ判定では該当が男性では約19%とやや増加、女性は約4%とほぼ変わらず、非該当は男性で約65%、女性は約91%で昨年とほぼ同じであった(表4)。

該当者のうち最も多い組み合わせは多い順から腹囲+脂質+血圧が47.1%(平成21年度は44.1%)、腹囲+3項目が27.7%(同32.3%)、腹囲+血糖+血圧が17.4%(同16.2%)、腹囲+血糖+脂質が7.8%(同7.4%)で、腹囲以外では前年度同様、血圧の寄与が最も大きいようであった。

保健指導の階層化では積極的支援が男性18.3%(平成21年度18.8%)と微減、女性は昨年同様3.4%(同3.4%)が該当者であった(表5)。

このうち血圧、脂質、血糖のメタボ項目のみによ

る該当者は74.7%、メタボ項目のみでは該当しないが、喫煙習慣があることにより、積極的支援の該当者となったのは21.8%であった。改善意欲および利用意思結果では全体では29.9%(平成21年度29.3%)で「改善するつもりはない」の回答であったが、「改善するつもり(おおむね6ヵ月以内)」をあわせると66.6%(平成21年度66.4%)と前年度とほぼ同じ割合で、今後の特定保健指導による健康意識の変容が望まれる結果となった。

特定保健指導

特定保健指導は、契約団体数が22団体から37団体へと増加した。

平成20年、21年契約団体は、ほぼ継続実施している。各保険者は、事業評価や実施数の拡大のため対象者の選出や、参加勧奨の方法など検討修正を図り始めた。

そのような保険者の要望に対応できるよう、効果的な方法の提案や、保険者と事業場の協力体制への支援などに努めた。また、当協会内部においては、関係部署が連携し、契約内容から実施、評価に至るまでの問題、課題に取り組み、良質な特定保健指導を目指した。

1 特定保健指導事業

平成20年度の対象者が23年度に終了するという状況もあったが、上半期に実施する事業場健診とあわせた被保険者の場合は年度内に終了するよう保険者と計画した。しかし、そのためには実施が同時期に重なるため、保健師稼働力の問題も出ている。

事業場被保険者の実施は、事業場と保険者が協力することで、事業の実施が円滑になるため、事前渉外で保険者・事業場・当協会での役割分担を明確にした。特に事業場看護職在籍の場合、積極的に協力体制を持った。

また、プログラムについては、個別支援方式を希望する団体が多かったが、今年度、事業場に巡回方式のグループ支援を実施した。対象者の離席時間や実施場所の提供などの事業場協力で実施でき、好評を得た。

実績としては、平成23年3月現在では、初回面談が733人で、昨年度とほぼ同じである。途中終了人数は昨年より増加している。これについては、希望者を優先実施した保険者も3年目となり、本人希望のない対象者に参加勧奨している例もあり、6ヵ月間の継続困難に影響している(表1)。

人間ドックでの実施は、当日階層化により、その日に動機づけ支援が実施できる利点と、ドック当日の医師からの勧奨で意欲が高まるなどから契約団体が増加した。また、巡回健診でも同様に健診当日実施している団体は、血液検査結果は昨年の結果を仮階層化して実施している。

この方法は、保険者の生活習慣病予防に対する理解や方針のもと実施しているが、評価され初年度より継続している(表2)。

2 保健指導品質管理への取り組み

当協会は、長年にわたり良質な保健指導をするために、品質管理に取り組んできた。平成21年に品質管理委員会を立ち上げて、体制を整え実践している。

関係の集計表は123頁に掲載